

令和8年度第1回「九州・中津逸品もん」認証品募集要項

1. 事業の目的

本事業は、中津市の強みである山や海などの恵まれた「大地」の力と、そこで暮らす「中津人(生産者)」のこだわりとたゆまぬ努力により、作り出された商品の中から逸品として誇れるものを「九州・中津逸品もん」として中津市が認証するものです。

認証された商品(以下、「認証品」という。)を中津市内外の消費者に対して PR することにより、中津産品がもつブランド力の向上及び地域経済の活性化を図ります。

2. 認証対象品

(1)対象要件

- ・中津市内で栽培、飼養もしくは採取(以下、「生産」という。)されたもの、又は、中津市内で生産されたものを使い、原則中津市内で製造もしくは、加工されたもの。
- ・販売を開始してから1年以上経過していること。
- ・商品の特徴づける原材料が中津市内で生産されており、かつ、その半量以上が中津市産であること。
- ・中津市のお土産品や贈答品となりうる商品であり、将来的に中津ブランドの普及に寄与すると見込まれる商品であること

(2)対象品

- ・農林水産品：農産物(野菜・果物)、林産物、水産物、畜産物等の一次産品
- ・加工品：中津市内で生産されたものを使用した加工品

3. 申請資格(下記全てを満たす者)

- (1) 中津市内に住所を有する者又は中津市内に事業拠点(本社または事業の主要な活動を行うための工場など)を有する者。
- (2) 他人の知的財産権(意匠権、商標権、著作権、特許権等)を侵害していないこと。
- (3) 農薬取締法、JAS 法(日本農林規格等に関する法律)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)、飼料安全法、食品衛生法による処分(営業停止など)が過去3年間ないこと。
- (4) 事業者が個人である場合は当該個人が、団体である場合は当該団体及びその代表者が中津市の市税等を滞納していないこと。
- (5) 中津市暴力団排除条例(平成27年3月17日 中津市条例第3号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 下記個別要件を満たす者
 - ③-1個別(農産物)
 - a) 有機 JAS を取得していること。
 - b) a)には該当しないが、生産計画・出荷判断規格および栽培履歴を作成していること。
 - ③-2個別(林産物)
 - a) 中津市内で植菌、栽培、採取が行われ、原産地「中津市」を表示可能なもの。

- b)生産計画・出荷判断規格および栽培履歴を作成していること。
- c)材木の場合、森林認証(FSC、SGEC、PEFC のいずれか)を取得している商品であること

③-3個別(水産物)

- a)大分県漁業協同組合、漁業を営む法人又は3戸以上の漁業者等で構成する団体であること。
- b)豊前海で水揚げされるもので、美味しい時期や大きさ、鮮度を保つための漁獲や流通上の取り決めがあること。
- c) b)には該当しないが、生産計画・出荷判断規格および生産地履歴を作成していること。

③-4個別(畜産物)

- a)農場 HACCP を取得している又はそれに沿った活動をしていること。
- b) a)には該当しないが、生産計画・出荷判断規格及び生産地履歴を作成していること。

③-5-1個別(加工品 ※食品)

- a)HACCP の考え方を取り入れた衛生管理、食品表示法に基づく食品表示等、実施している。
*中津市が指定する専門のアドバイザーによる事前確認がなされていること

③-5-2個別(加工品 ※食品以外)

- a)関係法令を遵守していること。

4. 認証基準

下記項目を総合的に判断し、認証します。

①コンセプト

- ・中津の恵まれた山や海など「大地」の力を連想できる商品であること。
- ・「中津人(生産者)」の個性やこだわりから生まれた商品であること。
- ・取り組みや商品に中津市を連想させる物語があること。
- ・原則として商品名や商品企画、原材料などに、中津を表現する要素を持っていること。

②独自性・希少性

- ・類似商品に比べて、優位性、独自性があること。
- ・パッケージデザインやネーミングに消費者を惹き付ける工夫がされていること。

③信頼性・安全性

- ・品質を維持・向上させるための取り組みや技術的な裏付けがあること。
- ・品質表示が適正であること。

④市場性・将来性

- ・商品の販売実績また生産体制が確立しており継続的(年間単位)に生産・販売が可能であること。(なお、季節限定の産品として希少価値が高いものについてはこの限りではない。)
- ・中津市地域ブランドの産品として販売拡大が期待できること。

5. 認証によるメリット

- ・認証品には、その包装や広告などに「九州・中津逸品もん」ロゴマークを表示することができます。
- ・大都市圏でのイベントへの優先出展
- ・商談会等への優先出店

- ・商品開発や販売促進、増産に係る設備・機械等整備にかかる事業費の補助
- ・開発商品にかかる個別支援やワークショップへの優先参加
- ・中津市によるトップセールス・PR

6. 申請方法等

(1)申請書類（提出が必要な書類については6ページの〈申請書類〉をご確認ください）

＜申請に係る留意事項＞

- ・申請書類は、返却いたしません。
- ・申請書類の内容は、審査及び認証後のPR以外には使用いたしません。
- ・審査は申請書類に基づいて行いますのでできるだけ詳しく記入してください。

(2)募集期間

令和8年4月6日(月)～4月30日(木)必着

(3)提出先

〒871-8501

中津市豊田町14番地3

中津市役所 商業・ブランド推進課 ブランド推進係

(九州・中津ブランド推進協議会)

TEL:0979-62-9044 FAX:0979-24-4020

7. スケジュール(予定)

項目	実施時期
募集開始	令和8年4月6日(月)
募集締め切り	令和8年4月30日(木) 必着
1次審査(資格審査)	令和8年5月下旬
2次審査(認証審査会)	令和8年6月下旬
認証・結果通知	令和8年7月上旬

*1次審査を通過した方には、5月下旬を目途に、2次審査(認証審査会)の日程をお知らせします。

8. 審査方法

(1)1次審査(資格審査)

申請書類に基づき、申請者や商品が要件に合致しているか審査します。中津市職員や食品アドバイザー等による現地視察、聞き取り調査等を実施することがあります。

(2)2次審査(認証審査会)

申請書類及び申請者によるプレゼンテーションに基づき、認証基準を満たしているかを審査します。

〈参考〉昨年度の審査会の流れ

- ①申請者による商品説明(5分程度のプレゼンテーション)
- ②商品審査(試食、試飲等)
- ③審査員からの聞き取り

- * 試食・試飲等に係る経費は申請者の負担となります。
- * 2次審査(認証審査会)に参加できない場合は失格となります。

9. 申請に係る費用

- ・申請に費用はかかりません
- ・2次審査(認証審査会)時の商品サンプル及び試食試飲等に係る経費は申請者負担となります

10. 認証期間

認証期間は、認証した日から3年を経過する日の属する年度の3月31日まで。

11. 認証後の注意事項

- (1) 認証品の内容に変更があった場合は速やかに必要書類を提出してください。
(認証品の名称又は内容を変更したとき、認証品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき、認証品の生産、製造又は販売を廃止又は中止したとき 等)
- (2) 毎年度終了後1か月以内に、認証品の生産量及び販売額等の実績を報告してください。
- (3) 認証者は九州・中津ブランド推進協議会のネットワーク会員加入が必須条件です。
- (4) 以下の場合は認証を取り消すことがあります。
 - ① 虚偽の申請により認証を受けたとき。
 - ② 認証品の内容が変更され、認証基準を満たさないことが明らかなきとき。
 - ③ 認証事業者から認証を辞退する旨の申し出があったとき。
 - ④ 認証書や認証シールを不正に使用したとき。
 - ⑤ 認証事業者が法令等の規定による業務改善命令等の行政処分があったとき。
 - ⑥ 九州・中津ブランド推進事業の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

〈 申請書類 〉

チェック 欄	申請書類		提出	農林水産品				加工品
				農産物	林産物	水産物	畜産物	
<input type="checkbox"/>	共通	「九州・中津逸品もん」認証品申請書(様式第1号)	必須	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書①(様式第2号の1)農林水産物	必須	○	○	○	○	-
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書①(様式第2号の1)加工品	必須	-	-	-	-	○
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書②(様式第2号の2)農産物	必須	○	-	-	-	-
<input type="checkbox"/>		栽培計画 別紙1	必須	○	-	-	-	-
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書②(様式第2号の2)林産物	必須	-	○	-	-	-
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書②(様式第2号の2)水産物	必須	-	-	○	-	-
<input type="checkbox"/>		「九州・中津逸品もん」認証品申請調書②(様式第2号の2)畜産物	必須	-	-	-	○	-
<input type="checkbox"/>	共通	FCP シート	必須	○	○	○	○	○ *注1
<input type="checkbox"/>		有機 JAS 取得証明、もしくは大分県認証食品の認証証明	任意	○	-	-	-	-
<input type="checkbox"/>		出荷判断規格が確認できるもの(任意様式)	必須	○ *注2	○	○	○	-
<input type="checkbox"/>		法令手続書類の写し(例:営業許可証 等)	必須	-	-	-	-	○
<input type="checkbox"/>	共通	生産物賠償責任保険(PL保険)に加入したことが分かる証書等の写し	必須	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	共通	HACCP に沿った衛生管理計画書・記録※記録は、直近1ヶ月以内のもの(任意様式)	必須	○	○ *注1	○	○	○ *注1
<input type="checkbox"/>		GS1事業者コード(JAN 企業コード)登録通知書の写し	任意	-	-	-	-	○
<input type="checkbox"/>	共通	遵守事項同意書	必須	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	共通	市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書	必須	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>	共通	申請者や商品の詳細を説明する書類:パンフレット等(任意様式)	任意	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/>		その他市長が必要と認める書類	任意					

※注1・・・食品加工品に限る

※注2・・・有機JAS取得証明を提出済みの方は不要